

青 第 1161 号  
令和 6 年 6 月 13 日

神奈川県子ども・若者施策審議会  
若者施策検討部会 委員各位

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長  
(神奈川県子ども・若者施策審議会若者施策検討部会事務局)

令和 6 年度神奈川県子ども・若者施策審議会第 1 回若者施策検討部会  
(書面開催)の結果について(通知)

本県の青少年行政の推進につきましては、日頃格別の御指導、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 6 年 5 月 15 日付けで開催した第 1 回若者施策検討部会の書面開催結果については、  
いただいたご意見に対し別紙 1 のとおり対応させていただきますことを御報告いたします。

お忙しい中、書面開催について御協力くださり誠にありがとうございました。

問合せ先

企画グループ 伊藤、水本

電 話 (045)210-3840

ファクシミリ (045)210-8841

電子メール kanagawa.seimonkyo.soshin@pref.kanagawa.lg.jp

令和6年度 神奈川県子ども・若者施策審議会  
第1回若者施策検討部会（5月書面開催）における  
委員意見結果及び対応

別紙1

内 容	対 応 状 況
<p>① こども基本法の理念に沿うとするならば、「県内の青少年の健全育成」にあたってきた方の活動内容として、18歳未満の子どもを対象とした活動に限定されず18歳以上の若者分野にかかわってきた方もきちんと位置付けられるようになると思います。</p> <p>② これまで表彰されてきた方々が、旧来の地縁組織を前提とした青少年育成活動にかかわってきた方だとするならば、今年度から表彰対象となるNPO等の団体とはどのような活動をしている団体として想定されているのでしょうか。多様な分野の活動が表彰される、目配りのされた選出がなされるよう、意識していけるとよいかと思います。</p>	<p>① 18歳以上の若者を支援する活動に従事されている方も表彰対象となることについて、要綱や要領に明記されてはおりませんが、各市町村へ推薦依頼を送付する際に「18歳以上の若者を支援する活動に従事されている方も対象となる」旨補足いたします。</p> <p>② 表彰対象となるNPO団体等として、居場所づくり、ひきこもりへの支援を行っている団体を想定しております。 参考に、令和5年度の推薦依頼文に添付した留意事項を添付いたします。（別紙2）</p>
<p>先般の審議会でも出ている通り、「青少年」「子ども」「若者」についての本会内での年齢の定義、並びに対象となっている「県内の青少年の健全育成」の一文について、共通認識が持てる表現が望ましい。</p>	<p>表彰の名称は「青少年育成活動推進者表彰」ですが、18歳以上の若者を支援する活動に従事されている方も表彰対象とします。</p>
<p>団体の推薦書（様式2）の様式に、代表者の「職業」を書く欄がありましたが、何を書けばよいのかなと少々戸惑いました。例えば、その団体での役職名（代表等）を書くのか、あるいは、NPOの場合にNPO以外の本業での職業名（例：会社員、教員、団体職員等）を書くのかと迷いました。従来、この書式を使って特段の支障がなければこのままでも問題ないと思いますが、必ずしも団体推薦書に必要な事項でないのであれば、削除してもよいのかもしれないと思いました。</p>	<p>団体の代表者の職業については、御指摘のとおり把握する必要はありませんので、削除いたします。（別紙3）</p>
<p>表彰制度につきまして、1点意見があります。 事務局より表彰制度のご説明をいただいた際に表彰者は120人程としており、昨年の表彰者は80名程だった旨をご教示いただきました。現状は推薦制度であり、推薦された人数が80名程であったとお話いただきましたが、現状のまま推薦だけですと認知されている青少年育成活動推進者しか表彰を受けることができないため、地域に根ざした活動を地道にされている方に光が当たりづらいと考えました。このため自薦も取り入れるとより多くの青少年育成活動推進者を表彰でき、地域に根差した活動を地道にされている方にも希望を届けられる可能性があると考えます。</p>	<p>現状の制度で、各市町村の青少年問題協議会へ推薦依頼をしており、これは市町村であれば、地域に根ざした活動を行っている方を把握しているのではないかと、という考えによるものです。 今後、より多くの方をご推薦いただくために、自薦を含めた新たな推薦方法について、検討してまいります。</p>

事務連絡  
令和5年6月1日

表彰事務担当者 殿

神奈川県青少年問題協議会  
青少年育成活動推進者表彰担当令和5年度神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補者の  
推薦に当たっての留意事項について

- ・ 「神奈川県青少年育成活動推進者表彰」は、「神奈川県青少年育成功労者表彰」（知事表彰）の前提要件となっていますので、十分配慮してください。（＜参考②＞参照）
- ・ 推薦割当数の範囲内で推薦してください。ただし、NPO団体等で青少年健全育成活動に従事されている方については、別途の推薦枠を設けておりますので、該当がありましたら、各市町村割り当て数にこだわらずご推薦くださるようお願いいたします。なお、ご推薦にあたりましては、同一年度においては1団体1名までとしていただくようお願いいたします。  
（NPO団体等活動例：居場所づくり、ひきこもりへの支援等）
- ・ 子ども会や青少年指導員などの従来の青少年指導者層にこだわらず、地域で様々な分野で青少年育成活動を展開している方の推薦についても配慮してください。
- ・ 青少年の主体的な活動を奨励する意味から、地域のグループ等において指導的な役割を担っている若い力の推薦についても配慮してください。
- ・ 公務員の推薦は、要綱上対象からはずされているわけではありませんが、特に青少年行政関係者は、職務と職務以外との区別が判断しにくいので、できるだけ避けてください。  
（職業が公務員の方については、後日、職務と関係のない活動をもつての推薦か否か確認させていただく場合があります）
- ・ 青少年健全育成分野における上位の表彰（健全育成分野での県民功労者表彰等）を受けた方は推薦の対象から除外してください。
- ・ できるだけ多くの育成者を表彰し、育成活動を奨励する意味から、過去の受賞者は、原則として除外し、ジェンダーバランスについても考慮してください。
- ・ 推薦書の取扱いについては、表彰候補者本人が直接記入することのないよう、特にご留意ください。
- ・ 推薦書ご記入の際は、別紙「推薦書記入例」及び「記入要領」をご参照ください。
- ・ 過年度、推薦いただいた受賞者の方の電話番号が間違っていたため、関係のない方に迷惑をおかけした事例がありました。このようなことのないよう、出来る範囲で構いませんので、氏名、住所、電話番号を十分確認の上、推薦いただくようお願いいたします。

## ＜参考①＞ 神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱（抜粋）

## 3 表彰事項

表彰の対象は、次の各号に掲げる事績とする。

- (1) 青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (2) 青少年の育成と自立への支援や困難を有する青少年の社会的自立の支援に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- (3) 青少年の教育・生活指導に熱意をもってあたり、その活動が特に活発であるもの。
- (4) 青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。
- (5) 社会環境浄化のための活動を積極的に行い、環境整備に尽力したもの。
- (6) 前号に掲げるもののほか、青少年の健全育成、非行防止に関し、多大な事績があったもの。

<参考②>神奈川県青少年育成成功労者表彰実施要領（抜粋）  
（推薦基準）

2 要綱第2条に定める表彰候補者の推薦基準は、次の要件のとおりとする。

(1) 個人

要綱第2条各号のいずれかの活動に通算して15年以上従事し、現在も引き続き活動している者で、過去に神奈川県青少年問題協議会会長表彰(感謝状)※を受賞している者。

※神奈川県青少年育成活動推進者表彰のことです。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部

青少年課 調整グループ 福岡

電話(045)210-1111 (内 3836)

ファクシミリ(045)210-8841

代表者の職業欄を削除しました

様式 2 (日本産業規格 A 4 縦長型)

## 神奈川県青少年育成活動推進者表彰候補団体推薦書

次の団体を「神奈川県青少年育成活動推進者表彰要綱」に基づき表彰候補団体として推薦します。

ふりがな 団 体 名		
ふりがな 所 在 地		〒  TEL
代 表 者	ふりがな 氏 名	
	住 所	
団 体 の 目 的		
組 織 構 成		
沿 革		
事 業 内 容		
推 薦 理 由		

\*添付資料 団体の要綱・規約等、事業結果報告、役員名簿など団体の構成・目的・事業内容が分かるもの

\*紙面の都合から別紙により記載も可

令和 年 月 日

推薦者

氏名